

令和2年度（令和3年4月1日採用） 東松島市職員採用試験（初級）受験案内

1 試験区分等

試験区分	職種	採用予定人員	職務内容
初級	行政	1人程度	一般的な行政事務に従事します。
	行政（社会人）	2人程度	

※ 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

(1) の受験資格を有し、(2) の欠格事項のいずれにも該当しない方。行政（社会人）については(3) も満たす方であれば受験できます。

(1)

試験区分	職種	受験資格
初級	行政	平成5年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 ※短大又は高専卒業（見込み）以下の方は受験できますが大学卒業（見込み）以上の方、高度専門士の称号を取得（見込み）の方は受験できません。
	行政（社会人）	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、直近5年（平成27年7月1日から令和2年6月30日まで）の間に通算3年以上の職務経験を有する方

(2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 職務経験について

- ア 「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等の常勤勤務者（週35時間以上）として、1年以上継続して勤務等した実務経験が該当し、これらの職務経験の期間が、直近5年（平成27年7月1日から令和2年6月30日まで）の間に通算3年以上あることを要します。
- イ 職務経験が複数の場合には通算することができます（週35時間未満のアルバイト及びパートタイマー等の非常勤勤務者、ボランティアは含みません。）。ただし、同一期間内に複数個所で職務に従事した場合は、いずれか一方の職務経験のみとなります。
- ウ 休業等（育児休業、傷病休暇等をいう。ただし、産前産後休暇は除く。）のため、業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、その期間は実務経験に該当しません。

エ 最終合格発表後、職歴証明書等の書類の提出が必要です。職歴として認められない場合は、合格を取り消すことがあります。

3 試験の方法

試験について、全職種において第1次試験、第2次試験及び第3次試験とします。なお、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行い、第3次試験は第2次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験 (共通)

試験	方 法
教養試験 (120分)	社会・人文及び自然に関する一般知識及び文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について短答式試験を行います。
性格特性検査 (20分)	職務遂行に必要な適性等について検査します。

(2) 第2次試験 (共通)

試験	方 法
人物試験	面接により主として人物について試験を行います。(集団面接により実施)
作文試験 (60分)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。

(3) 第3次試験 (共通)

試験	方 法
人物試験	面接により主として人物について試験を行います。(個別面接により実施)

4 試験日及び場所

区分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
日時	令和2年2月9日(日) 試験 午前10時00分～ (受付午前9時00分～)	令和2年10月中旬頃	令和2年11月上旬頃
場所	東松島市役所 (東松島市矢本字上河戸36-1)	第1次試験合格者に通知します。	第2次試験合格者に通知します。

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和2年10月上旬頃に市役所前掲示板に受験番号を掲示するほか受験者全員に合否を通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、市役所掲示板に受験番号を掲示するほか受験者全員に合否を通知し

ます。

- (3) 最終合格者（第3次試験合格者）の発表は、市役所前掲示板に受験番号を掲示するほか受験者全員に合否を通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、任用候補者名簿に登録され、その中から採用が決定されます。最終合格者全員が必ず採用されるとは限りません。
- (2) 採用は「令和3年4月1日」の予定です。
- (3) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (4) 職種によって必要とされる資格・免許等が採用時まで取得できない場合には採用されません。
- (5) 最終合格者には、最終学歴の卒業証明書等を提出していただき、健康診断書は採用時まで提出していただきます。

7 給与

- (1) 初任給は、おおむね次のとおりです。

試験区分	職 種	初任給（現行額）
初 級	行政	150,600円
	行政(社会人) (※職務経歴3年の場合)	165,900円

(初任給は経歴によって、一定の基準により加算されます。)

- (2) (1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続き及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求

申込用紙は東松島市役所に請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験（初級）申込用紙請求」と朱書き、返送先を明記のうえ、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズが入る大きさ）を必ず同封してください。

- (2) 受験申込先

所定の申込書に必要事項を漏れなく記入のうえ次の宛先まで持参若しくは郵便により申し込んでください。

〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1

東松島市役所 総務部総務課人事係

- (3) 受付期間

令和2年7月1日（水）から令和2年8月5日（水）

申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

郵便の場合は、令和2年8月5日（水）午後5時必着とします。

- (4) 受験申込の際の提出書類等

ア 受験申込書 1部

イ 履歴書 1部 (市指定様式)

ウ 業務経歴書 1部 (任意様式)

エ 郵便申込の場合は、申込者の返送先を明記し84円切手を貼った返信用封筒(長3封筒)を必ず同封してください。

※ インターネットや電話での申込みはできません。

※ 受験申込書、履歴書には、6ヶ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cmの写真を所定の位置に貼ってください。(貼付3箇所、写真のない場合は受付できません。)

9 試験結果の開示について

試験結果については、東松島市個人情報保護条例(平成17年東松島市条例第10号)に基づき、次のとおり開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参のうえ、下表の開示場所に直接お越しください。なお、電話やはがき等による開示の請求はできません。

試験	開示請求できる者	内容	開示期間等	開示場所
第1次試験	第1次不合格者	総合順位及び総合得点	合格発表の日から1か月間 午前9時から午後5時まで	東松島市総務部総務課
第2次試験	第2次不合格者			
第3次試験	第3次不合格者 採用未内定者			

10. その他

(1) 申込みを受理された受験申込者には受験票を交付します。

郵送申込みの方で、試験日の1週間前までに受験票が届かない場合は至急下記まで連絡ください。

(2) この試験についての問い合わせは東松島市役所総務部総務課人事係

(電話0225-82-1111:内線1216)で回答します。